

(公印省略)
産 第3-30号
令和3年8月17日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

群馬県緊急事態措置の実施について (依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。
さて、令和3年8月17日(火)に開催しました、第57回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県緊急事態措置を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、上記措置に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知くださいますようお願いいたします。

なお、当該措置の適用に伴い、令和3年8月5日付けで決定した「群馬県まん延防止等重点措置」に基づく営業時間短縮要請(8月8日(日)～31日(火))の実施は、8月19日(木)までとなることを申し添えます。

ー 緊急事態措置の主な内容ー

(1) 緊急事態措置の実施期間

令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで(24日間)
(休業要請及び営業時間短縮要請期間: 同上)

(2) 緊急事態措置の区域等

県内35市町村

※詳細は『群馬県緊急事態措置』を御確認ください。

【問い合わせ先】

(群馬県緊急事態宣言の要請内容及び新型インフルエンザ等
対策特別措置法に関すること)

・危機管理課感染症対策調整係

TEL 027-226-2420

(協力金に関すること)

・感染症対策県内企業ワンストップセンター(産業政策課内)

TEL 027-226-2731(平日8:30~17:15)